

IFRIC Update 2018 年 1 月

IFRIC Update は、IFRS 解釈指針委員会（委員会）が公開の会議で至った決定の要約である。

IFRIC 解釈指針に関する決定は、委員会が解釈指針に関する正式な投票を行った後に初めて最終的なものとなる。IFRIC 解釈指針は国際会計基準審議会（審議会）による批准を要する。

委員会は、**2018 年 1 月 16 日**に会合し、下記の項目について議論した。

- [委員会のアジェンダ決定](#)
- 関連会社への有形固定資産の拠出（IAS 第 28 号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」） – アジェンダ・ペーパー 2
- [その他の事項](#)
- 委員会の仕掛案件 – アジェンダ・ペーパー 3

関連情報

今後の IFRS 解釈指針委員会の
会議日程：

2018 年 3 月 13–14 日

委員会のアジェンダ決定

関連会社への有形固定資産の拠出（IAS 第 28 号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」） – アジェンダ・ペーパー 2)

委員会は、新設の関連会社に有形固定資産を当該関連会社の株式との交換で拠出する取引を、企業がどのように会計処理するのかに関する要望を受けた。

要望書に記載された事実関係では、

- a. 3つの企業（総称して投資者と呼ぶ）が新しい企業を設立する。投資者はすべて同一の政府に支配されている。すなわち、共通支配下にある。
- b. 投資者はそれぞれ、新会社に有形固定資産項目を同社の株式との交換で拠出する。投資者が拠出する有形固定資産は、事業（IFRS 第 3 号「企業結合」で定義）ではない。
- c. 各投資者は、新会社に対して重要な影響力を有する。したがって、新会社は各投資者にとっての関連会社である。投資者は、当該企業に対する支配又は共同支配は有さない。
- d. 取引は、市場参加者間の秩序ある取引において一般的な条件と同等の条件で行われる。

要望書は下記に関して質問していた。

- a. 共通支配下の企業に関わる取引（共通支配下の取引）への IFRS 基準の適用に関して。すなわち、IFRS 基準は、特定の基準における要求事項の共通支配下の取引への適用に一般的な例外又は免除を設けているかどうか（質問 A）。
- b. 投資者は、関連会社に対する有形固定資産の拠出について、当該関連会社への他の投資者の持分の範囲で、利得又は損失を認識するのかどうか（質問 B）。

- c. 投資者は、関連会社への有形固定資産の抛出に係る利得又は損失及び関連会社に対する投資の原価をどのように決定するのか。特に、要望書は、各投資者の関連会社に対する投資は、抛出した有形固定資産の公正価値に基づくのか、関連会社に対する取得した持分の公正価値に基づくのかを質問した（質問 C）。

要望書を分析するにあたり、委員会は、関連会社への有形固定資産の抛出が IAS 第 16 号「有形固定資産」の第 25 項に記述されている経済的実質を有しているものと仮定した。

質問 A

IAS 第 8 号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」の第 7 項は、ある取引に IFRS 基準が具体的に当てはまる場合には、当該基準を適用することを企業に要求している。したがって、委員会は、基準が共通支配下の取引を範囲から具体的に除外していない限りは、企業は当該基準における適用可能な要求事項を共通支配下の取引に適用すると考えた。

質問 B

IAS 第 28 号の第 28 項は、関連会社とのアップストリーム及びダウンストリームの取引から生じる利得及び損失を、関連のない投資者の当該関連会社に対する持分の範囲でのみ認識することを企業に要求している。第 28 項は、ダウンストリーム取引の一例として、企業から関連会社への資産の抛出を含めている。

委員会は、IAS 第 28 号の第 28 項における「関連のない投資者」という用語は、企業（連結子会社を含む）以外の投資者を指していると考えた。すなわち、「関連のない」という語は、IAS 第 24 号「関連当事者についての開示」における関連当事者の定義に使用されている「関連」の反対を意味するものではない。これは、財務諸表が報告企業（要望書に記載された事実関係では、投資者のそれぞれである）の視点から作成されるという前提と整合的である。

したがって、委員会は、企業は関連会社への有形固定資産の抛出に係る利得又は損失を、当該関連会社に対する他の投資者の持分の範囲で認識すると結論を下した。

質問 C

この質問が影響を有するのは、抛出した有形固定資産の公正価値が、当該有形固定資産との交換で受け取った関連会社に対する資本持分の公正価値と異なる場合のみである。委員会は、要望書に記載された事実関係では、一般的に、抛出した有形固定資産の公正価値は、企業が交換に受け取る関連会社に対する資本持分の公正価値と同じと予想されるであろうと考えた。抛出した有形固定資産の公正価値が取得した資本持分の公正価値と異なるかもしれないという兆候が当初にある場合には、投資者はまず、この相違の理由を検討し、公正価値の算定に用いた手続及び仮定を見直す。

委員会は、IFRS 基準の要求事項を適用すると、企業は、有形固定資産の抛出に係る利得又は損失と、関連会社に対する投資に係る帳簿価額を認識し、これは抛出した有形固定資産の公正価値に基づく金額の算定を反映すると考えた。ただし、取引が、関連会社に対する企業の持分が減損している可能性があるという客観的な証拠を提供している場合は除く。このような場合には、投資者は IAS 第 36 号「資産の減損」における減損の要求事項も考慮する。

公正価値の算定に用いた手続及び仮定を見直した後に、有形固定資産の公正価値が関連会社に対する取得した持分の公正価値を上回っている場合には、これは関連会社に対する企業の投資が減損している可能性があるという客観的な証拠を提供するものとなる。

3つの質問のすべてについて、委員会は、IFRS 基準における原則及び要求事項が、要望書に記載された事実関係における関連会社への有形固定資産の抛出を企業が会計処理するための適切な基礎を提供していると結論を下した。したがって、委員会はこの事項を基準設定アジェンダに追加しないことを決定した。

アジェンダ・ペーパー2：共通支配下の企業結合に関する審議会のプロジェクト

この件を検討するにあたり、委員会は、共通支配下の企業結合（BCUCC）に関する審議会のリサーチ・プロジェクトに留意した。企業が有形固定資産（PPE）を新設の関連会社に当該関連会社の株式との交換で抛出する取引は、BCUCCリサーチ・プロジェクトの範囲外である。しかし、同プロジェクトの一環として、審議会は、プロジェクトの範囲に含まれる取引の会計処理と他の共通支配下の取引の会計処理との間の相互関係を検討する。

その他の事項

委員会の仕掛案件 — アジェンダ・ペーパー3

委員会は、今後の会議での検討のための5つの要望に関する報告書を受け取った。さらに、委員会は、コメント期間が終了した1件の暫定的なアジェンダ決定についての情報を受けた。寄せられたコメントの分析は、今後の会議で提示される。

Disclaimer: The content of this *Update* does not represent the views of the International Accounting Standards Board or the IFRS® Foundation and is not an official endorsement of any of the information provided. The information published in this *Update* originates from various sources and is accurate to the best of our knowledge.

免責事項：本アップデートの内容は、IASB 及び IFRS 財団の見解を表わすものではなく、提供されるいかなる情報も公式に承認されたものではない。本ニュースレターで公表される情報は、さまざまな情報源から作成しており、我々の知識の限りにおいて正確なものである。

Copyright © IFRIC *Update* is published after every IFRS Interpretations Committee meeting by the IFRS Foundation.

コピーライト © IFRIC *Update* は各 IFRS 解釈指針委員会会議の後に IFRS 財団により公表されるものである。

ISSN 1477-206X